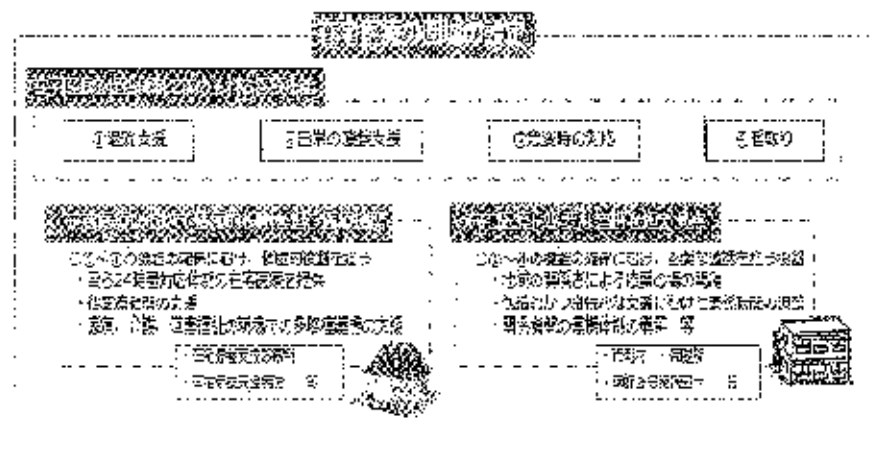


# 在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

## 概要

- ◆ 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の領域を設定する。
- ◆ 在宅医療患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、緊急時に際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を求める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
- ◆ 医師・歯科医師の定期的な診療と適切な評価に基づき指示による、在宅医療患者への医療・ケアの提供を進める。在宅医療における各職種の機能・役割について明確にする。

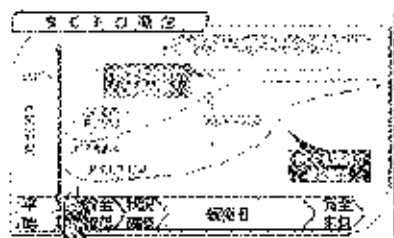
## 在宅医療の提供体制



- ◆ 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計等を提供とする。都道府県は、国から提供を受けたデータを踏まえ、在宅介護の提供体制も勘案しながら在宅医療の体制整備を進める。
- ◆ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について、それぞれが担うべき機能や役割を整理する。
- ◆ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

## 急変時、看取り、災害時等における整備体制

- ◆ 在宅医療における急変時対応に要する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明確にすることも、地域の在宅医療等の実情への移行を促す。
- ◆ 急変時において、各関係機関での連携が進展することから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、互が策定したマニュアルやマニュアル等を活用しながら、業務継続計画(BCP)の策定を推進する。



## 在宅医療における各職種の関わり

- ◆ 訪問看護について、連携を担った医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割に活用した整備や、事業所等の連携、業務効率化等について取り組む。
- ◆ 歯科診療所と後方支援機能を有する歯科医療機関との連携や歯科診療連携の体制構築を進めるとともに、歯科医師等の機能・役割や訪問歯科診療への関わりについて明確化する。
- ◆ 多様な病態の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、在宅医療における薬剤師の資質向上を図り、形質や無形参画の担い手として、24時間体制での在宅医療の提供を進め、在宅医療に必要な医療従事者の提供体制を構築する。
- ◆ 在宅医療患者が在宅において生活の質の向上、維持を目的としたリハビリテーション等の提供は必要であり、その機能・役割について明確化する。
- ◆ 在宅医療患者の状況に応じた在宅管理を充実させるために、看護士が配置されている在宅医療支援病院や在宅ケア・ステーション等の活用も合わせて訪問看護業務推進の体制整備が必要であり、その機能・役割について明確化する。

## 国指針の概要（在宅医療分野）

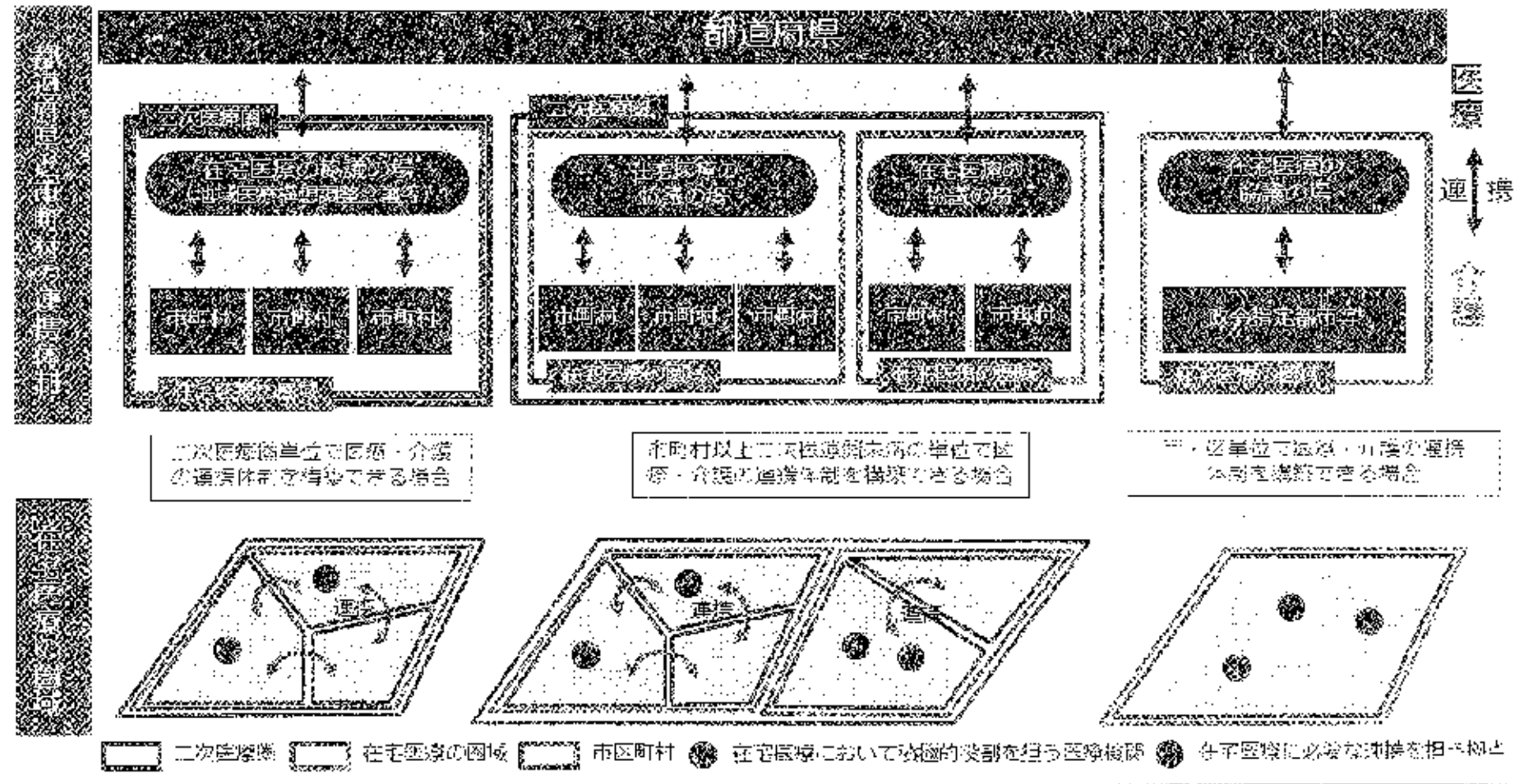
### ○ 現行の県医療計画と次期計画策定に向けての国指針の比較

区分	第8次 静岡県計画	次期計画に向けての国指針	
		方向性	国指針の概要
在宅医療の圏域	2次医療圏	地域の実情に応じて設定	2次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制(重症例を除く。)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう(中略)市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源の実情に応じて弾力的に設定
積極的役割を担う医療機関	位置付け無	位置付ける	在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等の地域において在宅医療機関を担っている医療機関 ※自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所
必要な連携を担う拠点	位置付け無	位置付ける	地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれか ※市町村が行う在宅医療・介護連携推進事業において実施される取組との連携を図ることが重要

## 在宅医療の圏域の設定単位の考え方

第6回在宅医療及び医療・介護関係に関するフォーラムサテライト  
 令和4年9月28日

○ 在宅医療の圏域は、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の配置状況や、地域包括ケアシステムの観点も踏まえた上で、医療資源の整備状況や介護との連携の在り方が地域によって大きく変わることを見出し、従来の二次医療圏にこだわらず、(できる限り急変時の対応体制(重症例を除く)や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に依り、弾力的に設定する。



# 他県状況調査 在宅医療圏（福岡県調査6/2速報値）

●福岡県が実施した都道府県調査（6/2とりまとめ、回答46/47都道府県） ◎まとめ

区分	現行		次期計画	
在宅医療圏	2次医療圏	25	2次医療圏	18
			市町又は複数市町	1
			都市区医師会又は市町	1
			都市区医師会に実態反映	1
			検討中	4
	市町村	9	市町村	6
			4つの場面ごとに設定	1
			検討中	2
	都市区医師会	4	都市区医師会	3
			保健所又は市町村	1
	保健所	2	保健所	2
	その他	6	現行を維持	3
			2次医療圏	3
	合計	46		46

次期計画	数
2次医療圏	21
市町村	6
保健所	2
都市区医師会	2
その他	9
検討中	6
	46

方向性	数
現状維持	32
新規設定	3
圏域細分化	5
圏域統合	-
検討中	6
	46

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の記載事項

第6回在宅医療  
に関するワ  
orkshop  
会 報 く き

R5.6.14第1回シズケアサ  
ポートセンター企画委員会  
資料4改

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に「在宅医療の体制構築に係る指針」において、積極的役割を担う医療機関」を、医療計画へ位置付けること。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項において、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の目標や求められる事項と重複している内容がある。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能との連携

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向け、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として関係機関へ位置付けること。また、同指針においては、在宅医療支援施設及び在宅医療支援病院等の地域において在宅医療に関与している医療機関の中から位置付けることが想定される。

② 目標

※ 赤字は「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載と重複する項目

- ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・ 患者の家族への支援を行うこと
- ・ 患者の家族への支援を行うこと

③ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

- ・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に関する計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

【注】・ 事業及び在宅医療に係る医療体制について（令和5年3月31日医療局総務課地区医療計画課長通知）より抜粋

## 在宅医療において積極的役割を担う医療機関（国指針の候補の比較）

診療報酬上の施設区分である4医療機関（在宅療養支援病院(診療所)、在宅医療養後方支援病院、地域包括ケア病床を有する病院）について、達成状況は下記のとおり

要件	在宅療養支援診療所	在宅療養支援病院	在宅療養後方支援病院	地域ケア病床を有する病院
県内の医療機関数(R5.2厚生局指定状況)	373	26	5	45
夜間、医師不在時の患者急変時等に診療の支援を実施	○	○	○	×
在宅移行する患者のため各サービスが十分確保できるよう関係者へ働きかける	×	×	△ 連携医療機関との情報交換は実施	△ 在宅復帰に係る職員配置
BCPを策定し、他の医療機関に対してBCP策定支援を行う	×	×	×	×
地域包括支援Cと協働し、療養に必要な各サービスや家族等の負担軽減のサービスを紹介	×	×	△ 連携医療機関との情報交換は実施	×
患者急変時の受け入れを実施 ※入院機能を有する医療機関のみ	○ 連絡先も可	○	○	○
在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努める ※臨床研修制度の地域医療研修	×	×	×	×

○：診療報酬上対応、△：診療報酬上一部対応、×：診療報酬上求められていない

参考：福岡県が実施した都道府県調査(6/2とりまとめ、回答46/47都道府県)

(重複あり)

区分	在支病、在支診		在後病	地ケア病床	その他	定めなし	検討中
		うち機能強化型					
現行	8	2	2	0	7	34	-
次期計画	30	14	8	1	8	0	29

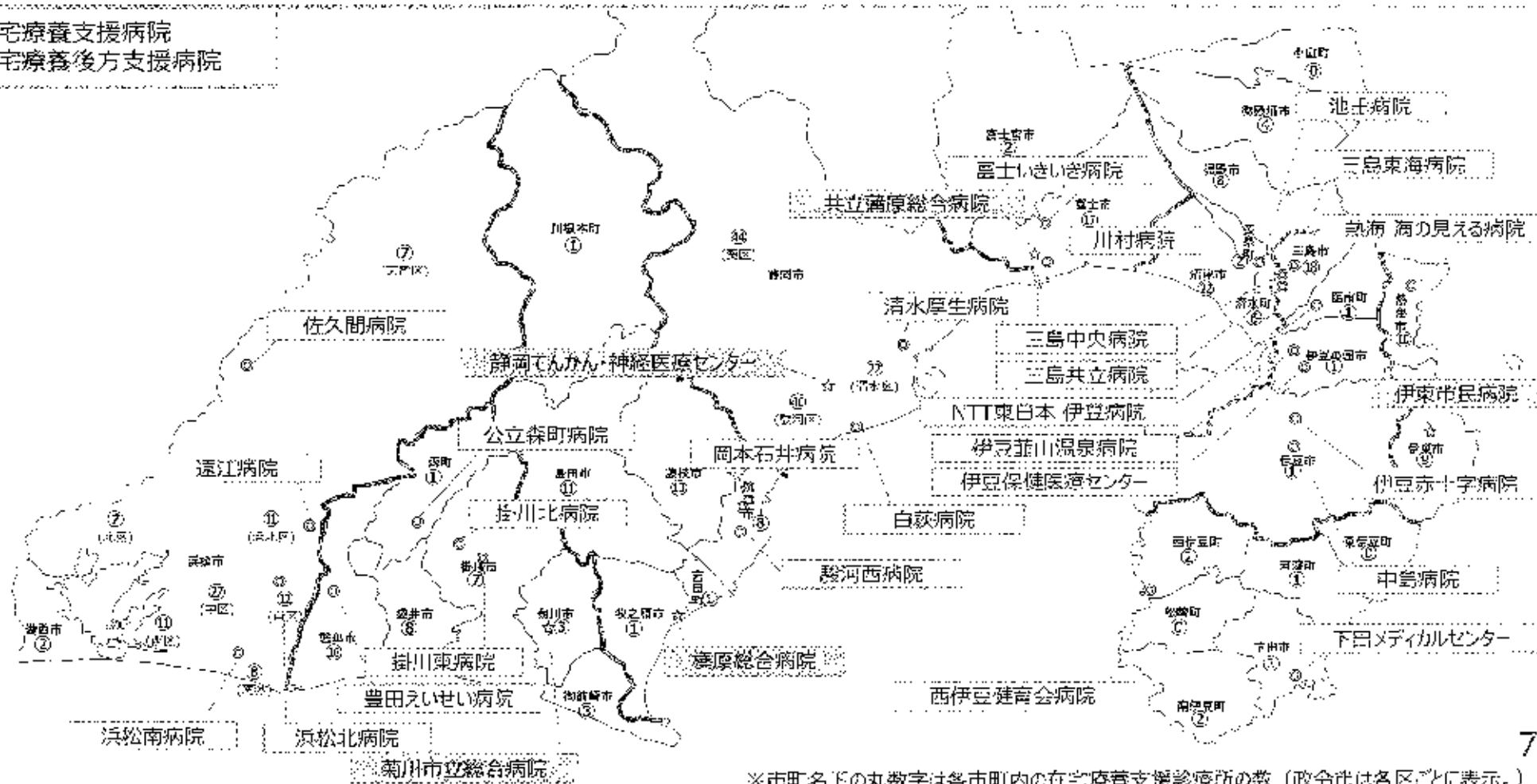
# 県内在宅療養支援診療所(病院)、在宅療養後方支援病院の届出状況 (R5.2厚生局公表)

在宅療養支援診療所・・・①24時間連絡を受ける体制の確保②24時間の往診体制③24時間の訪問看護体制④緊急時の入院体制  
 (在支診) (在支診は連携先でも可) ⑤連携する医療機関等への情報提供⑥年に1回、看取り数等を報告している⑦適切な意思決定支援に係る指針を作成していること

在宅療養支援病院・・・上記在支診の①～⑦に加え、⑧許可病床200床未満であること又は当該病院を中心とした4km以内に診療所  
 (在支病) が存在しないこと⑨往診を担当する医師は病院当直を担当しない

在宅療養後方支援病院・・・病床200床以上の病院で連携する在宅医療を提供する医療機関の求めに応じて、あらかじめ届け出た在宅  
 (在後病) 患者を24時間受入可能な体制を敷く病院。3ヶ月に1回以上の連携医療機関との情報交換の実施も必要

◎在宅療養支援病院  
 ☆在宅療養後方支援病院



※市町名下の丸数字は各市町内の在宅療養支援診療所の数(政令件は各区ごとに表示。)

# 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載事項

第5回年次報告及び取  
組むワーキンググループ  
資料  
令和4年5月28日

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④着取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を、医療計画に位置付けることとされている
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に求められる事項において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項と重複している内容がある。

## ＜「在宅医療の体制構築に係る指針」＞

### 第2 医療体制の構築に必要な事項

#### 2 各医療機関との連携

#### (6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医療会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図る事が重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前述の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。

#### ①目標

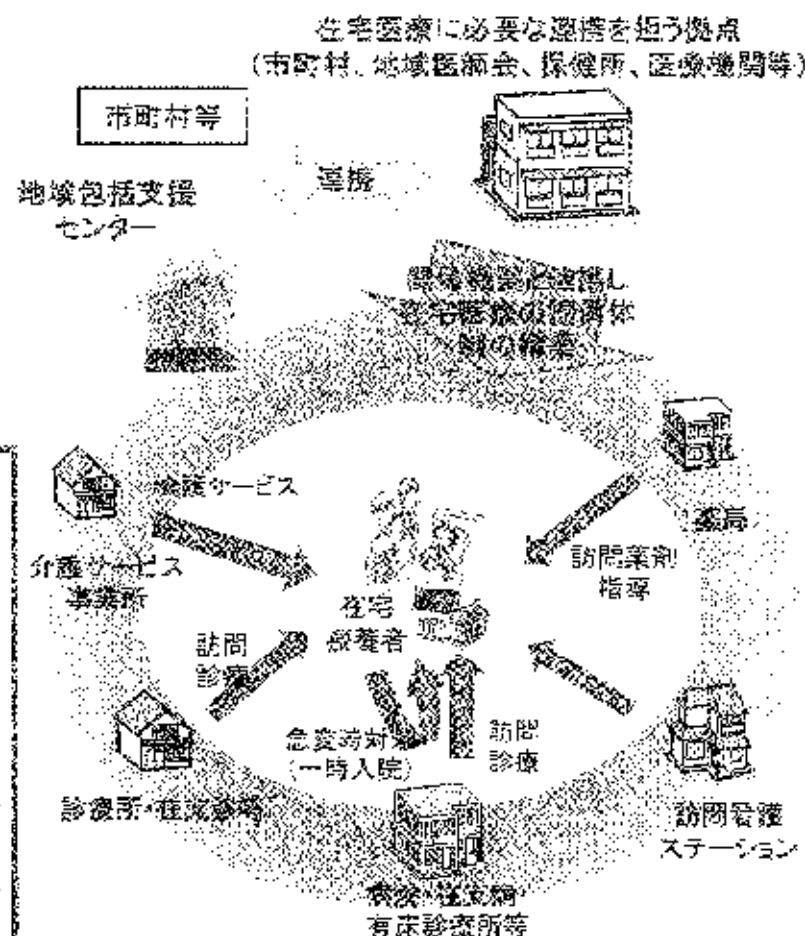
- ・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ・在宅医療に関する人材育成を行うこと・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

#### ②在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を確保する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から着取りまでの要介護や介護、障害福祉サービスにわたる様々な支援を包括的かつ継続的に提供すると、関係機関との調整を行うこと
- ・質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

※ 赤字は「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の記載と重複する項目

〔移行・事業及在宅医療に係る連携体制について〕



(令和5年3月21日聖域局地域医療計画課作成)より抜粋



## 在宅医療を推進するための拠点（国指針の候補の比較）

区分	市町	保健所	郡市医師会
利点	・高齢者の在宅医療・介護連携推進事業を実施	・医療関係の業務に明るい	・一部郡市医師会で、在宅医療・介護連携推進事業を市町から受託
課題	・高齢者以外の対象者に対するノウハウ不足 ・マンパワー不足	・高齢者の在宅医療・介護連携推進事業との連携が困難 ・マンパワー不足 ・高齢者施策の関係業務業務をになっていない	・郡市医師会での取組に濃淡 ・独立の事務局がない郡市医師会あり ・本件に限らず、業務受託能力がありそうな団体は郡市医師会の半数程度
課題解決の手法(案)	・高齢者以外の部分、県や郡市医師会と連携	・委託事業によりコーディネーター等を配置（県看護協会、県ケアマネ協、県SW協等の専門職団体へ委託し専任人員派遣を依頼）	・委託事業によりコーディネーター等を配置（県看護協会、県ケアマネ協、県SW協等の専門職団体へ委託し専任人員派遣を依頼）

### ●福岡県が実施した都道府県調査(6/2とりまとめ、回答46/47都道府県)

(重複あり)

区分	市町	保健所	郡市医師会	在支病、在支診	その他	定めなし	検討中
現行	4	3	4	0	6	37	—
次期計画	20	6	17	1	9	0	25

## 今後の進め方

- (6月14日 シブケアホーセンター企画委員会で国方針説明)
- 7月中 地域医療協議会、地域包括ケア推進ネットワーク会議  
圏域会議で国方針説明、意見聴取
- 7月下旬 地域医療協議会等の意見を参考に方向性の検討
- 8月中 関係機関へのアンケート（意向把握等）
- 8月30日 県医療審議会へ方向性の報告
- 9月下旬 シブケアホーセンター企画委員会へアンケート結果等を報告
- 10月以降 地域医療協議会等へアンケート結果等の報告
- 2月下旬 シブケアホーセンター企画委員会へ各圏域の検討結果  
報告
- 3月26日 県医療審議会へ報告